

## 行政視察報告書

平成22年10月20日（水）から10月22日（金）までの3日間にわたり実施した行政視察の概要を次のとおり報告する。

平成22年11月16日

伊東市議会議長 久保谷 廠 司 様

伊東市議会議員

(常任福祉文教委員会)

委員長 宮 崎 雅 薫

副委員長 重 岡 秀 子

委 員 鈴 木 克 政

委 員 四 宮 和 彦

委 員 榎 本 元 彦

委 員 稲 葉 富士憲

### 記

- 1 視察都市 鳥取県境港市、島根県大田市、同松江市
- 2 視察事項 常任福祉文教委員会所管事項
  - (1) 鳥取県境港市 「海とくらしの史料館について」
  - (2) 島根県大田市 「大田市大森銀山伝統的建造物群保存地区の保存について」
  - (3) 同 松 江 市 「まちのお助け隊について」
- 3 視察の概要 常任福祉文教委員会所管事項について、視察した都市及び事業の概要は

以下に記載のとおりである。

以 上

## (1) 鳥取県境港市

- ① 市制施行 昭和31年4月1日
- ② 人口 36,006人(平成22年4月1日現在)
- ③ 世帯数 14,705世帯
- ④ 区域面積 28.79km<sup>2</sup>
- ⑤ 産業別人口(平成17年国勢調査)

第一次産業	811人(4.6%)
第二次産業	4,858人(27.5%)
第三次産業	11,807人(66.9%)
分類不能	174人(1.0%)
- ⑥ 平成22年度一般会計予算 12,950,000千円  
    "    特別会計予算(9会計) 9,273,194千円  
    総額 22,223,194千円

## ○ 海とくらしの史料館について

港町、漁師町として発展してきた港町の歴史と、その足跡を展示している文化施設である「海とくらしの史料館」について境港市教育委員会事務局、生涯学習課、川端課長からからご教示いただいた。

### (港町、境港市の歴史について)

境港市は島根半島が天然の防波堤の役割を果たしており、多くの自然に恵まれ、古くから港を中心に発展してきた。日本海の豊富な水産資源にも恵まれ、昭和28年に第三種漁港、48年に特定第三種漁港に指定され、56年からは水産物流通加工拠点統合整備が進み、漁獲水揚量においては平成4年から5年連続して全国一位を記録している。さらに、平成16年には5万t岸壁が整備され、国際コンテナターミナルが供用開始となり、平成20年の貿易額は過去最高を記録した。

### (海とくらしの史料館について)

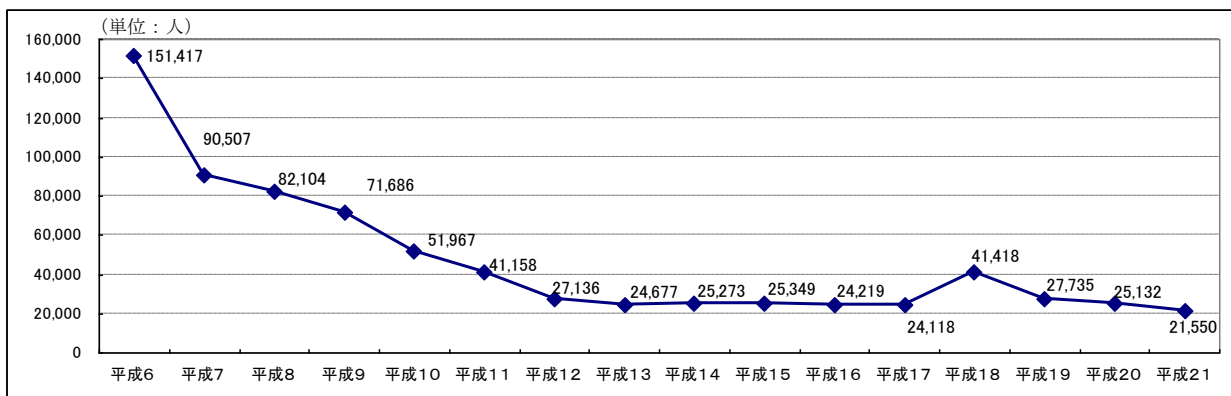
平成3年に、旧酒蔵(延床面積:1,594.99m<sup>2</sup>)が面谷酒造から市に寄贈され、市内から産出していた民具や農具を資料館として展示したいという市の考えもあり、京都大学の博士に活用調査をしていただいたところ、民族資料館として十分に活用できるという報告をいただき、この後、『境港市民族資料館検討委員会』における審

議を経て、資料館の名称は境港市の特徴を生かした『海とくらしの史料館』と定められた。検討委員会の名称は『資料館』という字を用いていたが、境港市の歴史や遺物を展示するという意味合いで『史料館』という名称が決定された。

史料館の整備は、おおむね3カ年をかけて行われ、総額7億円。建設費4億6,000万円、設計・展示委託9,700万円、用地取得7,700万円である。

史料館の中身については、四国の剥製制作者から剥製を購入し（購入費約5,000万円）、魚の剥製600種6,000点を主に展示しているほか、民具・漁具や橋本興家寄贈の版画200点なども展示している。

平成6年4月19日の開館後、漁獲高日本一の境港市にふさわしい史料館として多くの市民や観光客が訪れた。また、水産業に関する学習施設として大きな反響を呼び、入館者数は開館1年で15万人を数え、さらに、平成7年8月には20万人を突破したが、現在は入館者数が低迷しており、平成21年度は2万1,550人である。（以下のグラフ参照）



#### （漁師町、港町として栄えた足跡をどのように文化施設に残しているか）

平成6年の開館時は、15万人の入場者を数えていたが、平成10年に入館料を従来の200円から400円に倍増したことで、入場者数も年々減少していった。

しかしながら、境港市の方針としては、近くにある水木しげる記念館は観光施設、海とくらしの史料館は境港市の歴史を展示した教育施設であるという位置づけで運営しており、小学校5年次の社会科の授業で、水産業を学ぶ際に社会科見学等で訪れる等、多くの市民に親しまれている。

また、平成17年度に境港で水揚げされた大きなマンボウを剥製化し、市民から愛称を募集している。さらに、平成22年11月には、境水道で体長4.3mの『竜宮の遣い』が水揚げされ、水産試験場を通じて市に寄附された。今年度予算で剥製化を

し、平成23年度から展示する予定であるなど、漁師町、港町として栄えた境港市の歴史を行政と市民が一体となって将来に残している。

## (2) 島根県大田市

① 市制施行	平成17年10月1日
② 人口	39,330人(平成22年4月1日現在)
③ 世帯数	16,082世帯
④ 区域面積	436.11km <sup>2</sup>
⑤ 産業別人口	第一次産業 2,468人(12.6%)
	第二次産業 5,309人(27.1%)
	第三次産業 11,804人(60.2%)
	分類不能 26人(0.1%)
⑥ 平成22年度一般会計予算	21,200,000千円
" 特別会計予算(11会計)	12,057,560千円
" 企業会計予算(2会計)	6,314,046千円
水道事業	1,634,153千円
病院事業	4,679,893千円
総額	39,571,606千円

### ○ 大田市大森伝統的建造物群保存地区の保存について

大田市伝統的建造物群保存地区保存条例に基づく、遺跡保存に対する市のかかわり方や石見銀山の世界遺産登録への経緯や取り組み等について、大田市教育委員会、教育部、石見銀山課、林課長補佐からご教示いただいた。

#### (大田市伝統的建造物群保存地区保存条例について)

大田市伝統的建造物群保存地区保存条例は、文化財保護法が定める伝統的建造物群保存地区に関し、地区の決定、現状変更に対する規制及び保存のため必要な措置を定めており、平成17年10月1日から施行された。

さらに、市が決定した保存地区について、文化財保護法においては国が選定するという制度がある。指定は国が一方的にするものであるのに対し、選定は地区を決定した市町村が申し出をし、国が認めるという制度である。同保存条例は、文化庁が標準条例のモデルを提示しているため、どの市町村もそのモデルに従って条例を制定し、

修景を実施しているとのことである。

同伝統的建造物群保存地区においては、現状変更に対し規制がされており、以下に示すアからカの変更等の工事をする場合は、大田市教育委員会の許可が必要である。

- ア 建築物その他の工作物の新築、増築、改築、移転又は除去
- イ 建築物等の修繕、模様替え又は色彩の変更でその外観を変更することになるもの
- ウ 宅地の造成その他の土地の形質の変更
- エ 木材の伐採
- オ 土石類の採取
- カ 水面の埋め立て又は干拓

許可の基準は、修繕（修景）が伝統的建造物群の特性を維持しているか否かであり、特性を維持していない現状変更は認められない。条例上は8項目で基準を定めているが、実際は地区ごとに保存計画を策定し、その中で詳細な基準を設けている。

また、保存地区エリアが都市計画区域内の場合は、都市計画法に基づき地区の決定がされる。区域外については、保存条例に従って地区を決定するという手続がされる。保存計画自体は文化財保護を意識したものであり、専門家が行う町並み保存のための調査を踏まえ、保存計画を策定していく。保存地区に居住する方々にとっては、自分の家がどのように直されるのか、どういう規制を受けるのか、また、それに対する補助制度がどの程度あるのかという部分に非常に関心が高いので、地元説明会等で説明をしているようである。

#### （史跡等の文化財保存に対する大田市のかかわり方について）

重要伝統的建造物群保存地区整備事業を実施。世界遺産を構成する資産として、以下の2地区に対し整備を実施している。

- ・大田市大森銀山伝統的建造物群保存地区（162.7ha）  
国選定：昭和62年12月5日　国追加選定：平成19年12月4日
- ・大田市温泉津伝統的建造物群保存地区（36.6ha）  
国選定：平成16年7月6日　国追加選定：平成21年12月8日

伝統的建造物保存制度としては、大田市伝統的建造物群保存条例に基づき、保存地区における現状変更行為を許可制としている。

大森銀山地区については、約500の建物があるが、その約半分が歴史的な町並みを構成する伝統的建造物で、保存すべき物件であると特定している。この建物につい

ては、使用者から将来にわたって保存していくということについて同意をいただき、それに伴い、行政側から外観に係る費用の80%以内、限度額800万円の範囲内で補助をしている。(大森銀山地区の補助の概要は以下のとおり)

修理修景補助事業については、申し出のあったものに対し、修理修景前の調査を行い、緊急性等を勘案する中で、優先順位の高いものから順次実施している。しかしながら、整備が複数年に及ぶものもあるため、現在は順番待ちの状況である。

大森銀山地区		該当数	整備済	整備率	補助率	限度額
	伝統的建造物	232	125	53.9%	80%以内	800万円
	伝統的建造物(社寺)	27	10	37.0%	80%以内	800万円
	工作物	38	0	0%	80%以内	200万円
	環境物件	10	0	0%	80%以内	100万円

※ 伝統的建造物の場合は、固定資産税を非課税としている。(大田市だけではない)

※ 特定物件以外の新築・増築などの修景は、外観にかかる経費の60%の補助

大森銀山地区整備事業について(単位:千円)

・修理修景補助事業(個人宅への補助金支出)	530,000	(S62~H20)
・防災施設整備事業(消火栓、貯水槽)	450,000	(H6~H8)
・町並み交流センター整備	400,000	(H3~H4)
・武家屋敷旧河島家保存修理事業	} 市の所有物	44,000 (H2~H3)
・重要文化財熊谷家住宅保存活用事業		830,000 (H13~17)

#### (石見銀山の世界遺産登録への経緯や取り組みについて)

石見銀山遺跡は、平成8年以来、世界遺産登録を目指して島根県と大田市が中心となって遺跡の全容解明に向けた統合調査を開始し、並行して史跡指定の拡大や重要伝統的建造物群保存地区の選定、鉱区禁止区域の指定、景観保全条例の制定等を進めてきた。

平成19年7月に世界遺産登録された範囲は、史跡、重要文化財、重要伝統的建造物群保存地区の3種の国指定(選定)文化財からなり、世界遺産登録基準に照らして、『銀を通した文明間の交流』、『遺跡に残る銀生産の技術』、『停止、継続した文化的景観』の3つの基準を満たしており、この全体を『石見銀山遺跡とその文化的景観』としている。

・世界遺産登録まで

石見銀山遺跡は大正12年に休山して以来、最も中心となる大田市大森町では『地域住民の誇り』として、全戸加入の大森町文化財保存会が昭和32年に結成され、以降、昭和44年の鉱山遺跡として初の史跡指定や、民間による資料館の開設・運営や伝統的建造物群保存地区（町並み地区）の選定がされたものである。

したがって、行政担当者の努力や『地域振興』への期待もあったが、それ以上に、住民の合意が最初にあったことが世界遺産登録への大きな原動力となっているとのことであった。

・世界遺産登録後

世界遺産登録が地域振興や観光振興を目指したものでなく、大田市民憲章に掲げられている『おだやかさと賑わいの両立』を目指し、官民の協働を模索しているとのことである。

世界遺産登録は観光産業だけでなく、地域全体の活性化につながり、さらには、『地域の誇り』となりつつある一方で、地域住民にはこれまでの穏やかな暮らしを阻害されたくないとの思いも強く、『石見銀山協働会議』による、今後の行動計画実現に向けた努力をしている。

### (3) 島根県松江市

① 市制施行	平成17年3月31日
② 人口	192,055人（平成22年3月31日現在）
③ 世帯数	77,812世帯
④ 区域面積	530.34km <sup>2</sup>
⑤ 産業別人口	第一次産業 5,548人（5.8%） 第二次産業 19,141人（20.0%） 第三次産業 69,988人（73.1%） 分類不能 1,051人（1.1%）
⑥ 平成22年度一般会計予算	98,751,000千円
"    特別会計予算（19会計）	50,250,830千円
"    企業会計予算（5会計）	21,581,563千円
総額	170,583,393千円

## ○ まちのお助け隊について

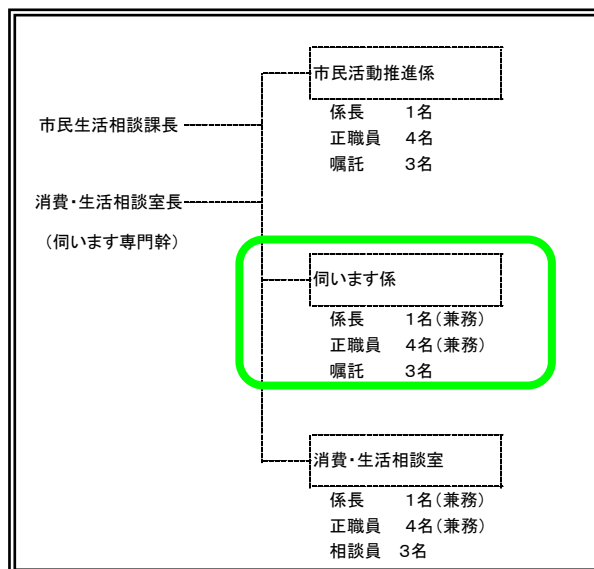
平成21年6月に新設された『まちのお助け隊』について、高齢者を初めとする福祉関係に関する相談への対応や、各専門機関との連携方法などについて松江市市民部、市民生活相談課、伺います係、北垣係長からからご教示いただいた。

### (まちのお助け隊の概要について)

「まちのお助け隊」は、市民の皆様からより多くの意見、相談、苦情を受け、市民と行政のパイプ役となり、早期に問題を解決するための係である。

例えば、「道路に穴があいている」、「子供の登下校路にハチがたくさん飛んでいる」など、早急に対応が必要な事項について、連絡があった場合、現場に急行し、その場で対応できる簡易なものについては処理をする。対応できないものについては、持ち帰り、担当部署等と連携を

とり、問題解決までに要する期間やその解決方法等について回答するほか、問題解決に向け、十分説明し理解をいただくよう努めているようである。



### (まちのお助け隊を新設した経過について)

平成17年の合併後、市長が実施した各28公民館区における市民との意見交換において、『今まで身近に感じていた役場に顔見知りの職員がいなくなった』、『以前は気軽に相談しやすかった』など、市役所が遠い存在で、相談する機関がわからず不安であるとの意見が多く提出された。これらの意見をもとに、市政に対する信頼を築いていきたいという思いから『市民の要望に対してすぐ対応できる窓口の設置と体制づくり』を公約に掲げ、平成21年4月の選挙で再選を果たした。平成21年6月1日に組織機構を見直し、市民生活相談課内に『伺います係 (まちのお助け隊)』を設置したという経過である。

### (高齢者を初めとする福祉関係への相談対応について)

高齢者人口(65歳以上)・・・46,556人(高齢化率:24.17%)

福祉関係相談件数・・・92件(平成21年度実績、全体の4.3%)



平成21年6月、健康まちづくり課を新設し、保健師21人を各地区に担当を割り振る地区担当制を導入し、家庭的な対応ができる体制を構築した。

- ・高齢者対策の一環とし、地域での身近な問題の掘り起こしを含め、伺います係と健康まちづくり課が連携し、問題解決に努めているようである。

高齢者人口が、4万6,000人超であるにもかかわらず、『まちのお助け隊』への相談件数は92件（4.3%）と、高齢者を初めとする福祉関係への相談対応実績が少ないように感じるが、健康まちづくり課において実施している地区担当制の保健師が中心となって、高齢者からの相談事項等に対応しているようである。

- ・健康まちづくり課に所属する保健師と連携を強化するため、伺います係研修会（年3回）を実施。相互の連携方法等に関し協議をするほか、あわせて、高齢者の課題等に対する解決方法などを検討し業務に反映させている。
- ・各担当課に連携のための窓口となる職員（相談推進員：85名）を任命。各福祉関連職場に所属するこの相談推進員を通じて、相談対応のワンストップ化を図り、スピーディーに問題解決に協力いただいているようである。全庁で『まちのお助け隊』をフォローしているという印象を強く受けた。

#### （各専門機関との連携やネットワーク化について、また、困難事例への対応について）

各相談事例によって、対応する部署が異なるため、国や県にも対応を投げかけている。『まちのお助け隊』創設時は、行政の縦割りの問題等でスムーズな対応ができなかったこともあったが、創設から1年が経過した現在では、各機関において認知され始めているため、現在は、十分に連携がとれているようである。

また、空き家の処理や市民と市民の間の問題等、処理困難事例については、専門相談（法律相談、登記相談、人権相談等）につないで対応しているとのことである。